

「自転車あんしんパック(3年型+3カ月延長型)」にご加入のお客さま

## 自転車あんしんパック内容 兼 プレゼント保険(盗難保険・自転車総合保険)のご案内

このたびは、「自転車あんしんパック(3年型+3カ月延長型)」にご加入頂きまして誠にありがとうございます。ご加入いただきました「自転車あんしんパック(3年型+3カ月延長型)」には、お客さまに安心して自転車をご使用頂けますようプレゼントとして盗難保険と自転車総合保険をお付けしています。つきましては、以下のご案内を必ずお読みください。  
尚、下記の修理・点検・プレゼント盗難保険は登録いただいた車両に限ります。

### 【自転車あんしんパック(3年型+3カ月延長型)内容】

○あんしんパック(3年型+3カ月延長型)加入後3年3カ月間、修理工賃を50%割引します。

○あんしんパック(3年型+3カ月延長型)加入後3年3カ月間、自転車の調整・点検を無料で行います。

○あんしんパック(3年型+3カ月延長型)加入後3年3カ月間、サイクルパーツ10%割引を行います。

\* 全国のイオンバイク・イオングループ自転車取扱い店(一部を除く)で有効です。

詳しくは従業員までお問い合わせください。

\* 本商品は、加入期間中に解約した場合や自転車を手放した場合でも加入料の返金はいたしません。

但し、お買い上げ店舗の閉店等によりサービスが受けられない場合についてはお近くのあんしんパック取扱い店までご相談ください。

### <プレゼント保険(盗難保険・自転車総合保険)のご注意>

\* あんしんパック(3年型+3カ月延長型)加入は、販売価格(税込)1万円~50万円までの自転車(完成車)に限ります。

\* 自転車を再購入される場合は、盗難補償金額以上の自転車とします。また、あんしんパックの補償を使用し、お渡しした自転車が盗難に遭い、新車をお渡しする場合、その新車にあんしんパック(3カ月延長型/プレミアム型)を付帯することはできません。再度あんしんパックにご加入をご希望の場合は、通常型・3年型にご加入をお願いいたします。

\* プrezent保険(盗難保険・自転車総合保険)は、東京海上日動火災保険株を引受保険会社、イオンバイク株式会社を契約者、「自転車あんしんパック」加入者もしくは登録者を被保険者とする包括契約です。

\* 盗難保険の補償は、加入者とイオンバイク株式会社との間で異なる合意がない限り、代替商品を提供することで行います。ご不明な点につきましては取扱代理店または保険会社へお問い合わせください。

\* 代替商品の提供前に盗難自転車が発見された場合、いかなる場合でも盗難保険の補償対象外となります。

### 【プレゼント保険(盗難保険・自転車総合保険) 補償の概要】

○ 盗難保険【正式名称:動産総合保険】 … 加入日より3年3カ月

○ 自転車総合保険【正式名称:総合生活保険(傷害補償)】 … 加入日より3年3カ月

### ■ 盗難保険【正式名称:動産総合保険】

	1年目	2年目	3年目	3年経過後、3カ月以内
自転車盗難補償	ご購入金額の80%	ご購入金額の60%	ご購入金額の40%	ご購入金額の35%

#### 補償内容等

- 「自転車あんしんパック(3年型+3カ月延長型)」加入の自転車が、加入日より3年3カ月以内に日本国内で盗難にあった場合は、お買い上げ価格に上記割合(1年目80%、2年目60%、3年目40%、3年経過後、3カ月以内35%)を乗じた金額が補償されます。

- 盗難保険の補償は、加入者とイオンバイク株式会社との間で異なる合意がない限り、代替商品を提供することを行います。

- 盗難保険補償期間(保険期間)…加入日より3年3カ月後の末日午前0時まで

- 登録いただいた車両に限り、1度のみ補償いたします。

#### 保険金をお支払しない主な場合

- 故意・重過失の損害、置き忘れや紛失した場合、部品のみの盗難損害(例:サドルのみの盗難等)、地震・風災害に起因する損害、さび・変質等による損害、故障、自転車盗難事故報告受付証明書の有効期限が過ぎた後の損害

- 損害有無に関わらず、代替商品の提供前に盗難自転車が発見された場合

## ■自転車総合保険【正式名称: 総合生活保険(傷害補償)】

	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	賠償責任てん補限度額
保険金額	100万円	1,000円	1億円

## 補償内容等

## 死亡・後遺障害

- 対象となる方(被保険者)…登録者(被保険者欄)に記載された方1名に限ります。
- 自転車を運転中に、日本国内における偶然な事故によって傷害を受け、その結果として事故の日から180日以内に死亡または後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。

## 入院

- 対象となる方(被保険者)…登録者(被保険者欄)に記載された方1名に限ります。
- 自転車を運転中に、日本国内における偶然な事故によって傷害を受け、その直接の結果として入院した場合、その期間に対して事故の日からその日を含めて180日を限度として入院保険金をお支払いします。

## 賠償責任

- 対象となる方(被保険者)…登録者(被保険者欄)に記載された方、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族及び別居の未婚の子
- 自転車を運転中または操作中に、日本国内における偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の財物を壊して法律上の賠償責任を負わなければならなくなつた時にその損害をお支払します。

## 共通

- 自転車総合保険補償期間(保険期間)…加入日より3年3カ月後の末日午前0時まで

## 保険金をお支払しない主な場合

## 死亡・後遺障害、入院

- 故意・重過失による傷害、頸部症候群(いわゆるむちうち症)・腰痛その他の症状を訴えている場合でもそれを裏付けるに足りる医学的多覚所見のないもの、地震・津波・自殺・闘争行為、ケガで通院した場合

## 賠償責任

- 故意、お仕事中の事故、同居のご家族に対する事故、他人から借りた物・預かった物に対する事故、心神喪失中(泥酔など)を起こした事故、地震・噴火・洪水・津波などの天災によって生じた事故

## ~~補償の重複について~~

登録者(被保険者)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を既にご契約されている場合、補償が重複する場合がありますのでご注意ください。

## 万一事故が起きたとき

## 盗難保険

- ①盗難にあい、発見につとめていただき見つからない場合は、直ちに最寄の警察署・交番へ届け出て必ず受理番号をとってください。
  - ②盗難届出警察より受理番号が発行されましたらイオンバイクあんしんパック事故受付センターまでご連絡ください。
  - ③イオンバイクあんしんパック事故受付センターより事故報告受付証明ハガキが送られてきます。(事務手続き上、2週間程度お待ちください)
  - ④事故報告受付証明ハガキに必要事項を記入の上、3年以内にお近くの「自転車あんしんパック」取扱店舗へご持参ください。
- (事故報告証明ハガキと引換えで、盗難補償を致します。盗難保険の補償は、代替品を提供することで行うこととしております。つきましては、新しい自転車をご購入の際に事故報告証明ハガキを店頭までお持ちください。新しい自転車をご購入後に事故報告証明ハガキをお持ち頂いても盗難補償はできませんのでご注意ください。)

## 自転車総合保険(傷害)

- ①交通事故にあった場合はすみやかに警察に届けてください。
- ②イオンバイクあんしんパック事故受付センターまでご連絡ください。
- ③保険会社より保険金請求書を送付いたしますので、必要事項をご記入頂き、ご請求ください。

## 自転車総合保険(賠償責任)

- ①交通事故にあった場合はすみやかに警察に届けてください。
- ②イオンバイクあんしんパック事故受付センターまでご連絡ください。
- ③保険会社よりご連絡させて頂きます。

\* 賠償責任の示談交渉については、事前に保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。この保険契約でお支払の対象となる賠償事故については、東京海上日動火災保険㈱が示談交渉をお引き受けし、「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

## 個人情報取扱に関するご案内

●イオンバイク株式会社は、ご入力いただいた個人情報を本商品の管理・履行、付帯サービスの提供、他の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために取得、利用いたします。またイオンバイク株式会社は、引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社および保険代理店であるイオン保険サービス株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社およびイオン保険サービス株式会社は、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保険医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社およびイオン保険サービス株式会社とそれぞれのグループ各社または提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、各社のホームページをご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

イオン保険サービス株式会社のホームページ(<https://www.hokenmarket.net/>)

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

## 《保険内容・事故に関するお問い合わせ先》

**取扱代理店**  
イオン保険サービス株式会社

<補償内容等の保険内容に関するお問い合わせ先>

〒261-8501  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地  
幕張テクノガーデンD棟 10階

TEL:050-3499-8797  
受付時間:平日9:00~18:00(年末年始を除く)

**引受保険会社**  
東京海上日動火災保険株式会社

<事故に関するお問い合わせ先>

イオンバイクあんしん事故受付センター  
TEL:0120-060-780  
受付時間:平日9:00~17:00(年末年始を除く)